

「経営事項審査の改正」及び「改正に伴う再審査」について（お知らせ）

（兵庫県県土整備部 平成30年3月）

経営事項審査の審査基準が改正され、平成30年4月1日から施行されます。

つきましては、今回の経営事項審査制度に係る改正内容等について、以下のとおりお知らせします。兵庫県のホームページでも詳細を掲載しておりますので、ご覧ください。

平成30年4月1日以降に申請があったものは新基準の対象となります（3月以前に決算日を迎えても平成30年4月1日以降の申請（受付）の場合は新基準となります）。なお、改正に伴う様式の変更はありません。

1 審査基準の改正内容

(1) W点（その他の審査項目（社会性等））のマイナス値を認める（ボトムを撤廃する）

現行のW点は、合計値がマイナスになった場合は0点として扱われていますが（マイナス点数として扱われない）、これを0点とみなさずW点のマイナス値を認めることにより、社会保険未加入企業や法律違反等への減点措置を厳格化します。

(2) 防災活動への貢献の状況（W3）の加点幅の拡大

防災協定を締結している場合、現行15点の加点であるところ、20点の加点へと拡大することで、建設業者の「地域の守り手」としての役割を評価し、こうした企業を将来にわたって後押しします。

(3) 建設機械の保有状況（W7）の加点方法の見直し

建設機械を保有する場合、現行1台につき加点1点（最大15点）であるところ、1台目を加点5点とし、加点テーブルを見直すことで、建設業者の「地域の守り手」としての役割を評価し、こうした企業を将来にわたって後押しします。（最大15点は変更なし）

(4) 営業用大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象に追加

災害時に活躍する大型ダンプ車の中には営業用に区分されているものも存在しているため、建設業者の「地域の守り手」としての役割を評価し、こうした企業を将来にわたって後押しします。

大型ダンプ車とは、車両総重量8000kg以上及び最大積載量5000kg以上の車両です。

2 改正に伴う再審査の申立

再審査の申立 平成30年4月2日（月曜日）から同7月30日（月曜日）まで

現行基準により受審した経営事項審査について、新基準での再審査を申し立てることが可能です。

再審査の申立は任意となっていますので、必要に応じて各自判断してください。

対象業者 再審査の申立をする日において、現行基準による有効な経営事項審査結果通知書を所有する業者。（結果通知書の有効期限 審査基準日から1年7か月）

受付期間 平成30年4月2日（月）から同7月30日（月）までの120日間（期間厳守）

受付方法等については、所管の土木事務所（P3）にお問い合わせください。

手数料 無料

申請書類等 (ア)経営事項審査申請書一式（別紙一、二、三含む）

(イ)建設機械の保有状況一覧表（兵庫県様式第1号）

技術職員名簿付表（兵庫県様式第2号）

(ウ)現在有効な経営事項審査結果通知書の写し（1部提出）

(エ)（ウ）を申請した際の経営事項審査申請書副本（原本提示）

（ただし、経営状況分析結果通知書は写し〔1部〕を提出）

(オ)新たに追加された項目（営業用大型ダンプ車）に係る確認書類（自動車検査証写し、売買等契約書）（オ）は該当者のみ

提出部数 正本1部、副本1部、入力票1部

再審査ですので上記ア～オ以外の書類は不要です。

再審査ですので、申請パターン及び申請業種の変更や申請者による記載間違いや記入漏れ等による変更は、一切認められません。(再審査は基準改正に係る変更部分のみが対象です。)

3 再審査申請書の申請書記載方法

申請書は通常の経営事項審査申請書と同様に、全ての項目を記載してください。
通常の申請書と異なる点は以下のとおりです。

(1)申請書1枚目

表題部

| |
|---|
| 経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書 |
|---|

「経営規模等評価再審査申請書」の文言を(丸印)で囲み、その他の文言を二重線で消してください。
(受付の際、申請の区分がわかりませんので必ず行ってください。)

項番05 申請等の区分 「4」を記入ください。

項番08から14

商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地等が変更となっている場合には新しい内容で記載してください。

(当該変更に係る変更届の写しを提示)

(2)申請書2枚目

再審査を求める事項等

| | |
|--|-------------|
| 経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、下表に必要な事項を記載のこと | |
| 審査結果の通知番号 | 審査結果の通知の年月日 |
| 第 号 | 平成 年 月 日 |
| 再審査を求める事項 | 再審査を求める理由 |
| 平成30年4月1日施行の改正に係る事項 | 制度改正のため |

1「審査結果の通知番号」の欄には、旧結果通知書の「行政庁記入欄」に記載された番号を記載。

2「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載。

(3)別紙三 項番56「建設機械の保有状況」及び建設機械の保有状況一覧表(兵庫県様式第1号)について

主に建設業の用途に使用する営業用大型ダンプ車を所有している場合、追記してください。

確認書類として、車検証写し及び売買等契約書が必要です。

なお、車検証備考欄には、主として建設業の用途に使用する旨が確認できる「(建)」の表示が必要です。(建):「印字」又は「手書き+運輸支局等名小印」のあるもの。

営業用ダンプ車を所有していない場合、既に申請済のものをそのまま転写してください。

その他様式は既に申請済のものをそのまま転写してください。

4 兵庫県の建設工事入札参加資格審査の取扱い

平成30年7月1日以降に、本県の建設工事入札参加資格審査を申請される場合は、申請日において有効な経営事項審査の総合評定値通知書であれば、改正前・改正後どちらのものでも受け付けます(一般財団法人建設業情報管理センターHPで公表される結果は改正後のものとなります)

詳細は兵庫県ホームページ(下記URL)を参照してください。

「兵庫県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査の取扱いについて」

(http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd38/wd38_000000018.html)

兵庫県建設工事入札参加資格に関する問い合わせ先

契約管理課入札制度班 TEL(078)341-7711(内線4348/4334)

5 問い合わせ先

1～3の内容については、所管の土木事務所（下記）へ直接お問い合わせください。

(問い合わせ先)

土木事務所一覧

| 申請先 | 所在地 | 電話番号 | 主たる営業所の 所管区域 |
|--|--------------------------------------|----------------------|---|
| 神戸県民センター 神戸土木事務所 建設業課 | 〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5 | 078-737-2194 2195 | 神戸市 |
| 阪神南県民センター 西宮土木事務所 建設業課 | 〒662-0854 西宮市櫛(はぜ)塚町 2-28 | 0798-39-1543 1545 | 尼崎市、西宮市、 芦屋市 |
| 阪神北県民局 宝塚土木事務所 建設業課 | 〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15 | 0797-83-3213 3193 | 伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、 猪名川町 |
| 東播磨県民局 加古川土木事務所 建設業課 | 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天 神木 97-1 | 079-421-9231 9405 | 明石市、加古川市、 高砂市、稲美町、 播磨町 |
| 北播磨県民局 加東土木事務所 まちづくり建築課 | 〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 | 0795-42-9408 9409 | 西脇市、三木市、 小野市、加西市、 加東市、多可町 |
| 中播磨県民センター 姫路土木事務所 建設業課 | 〒670-0947 姫路市北条 1-98 | 079-281-9566 9562 | 姫路市、市川町、 福崎町、神河町 相生市、たつの市、赤 穂市、宍粟市、上郡 町、太子町、佐用町 |
| 但馬県民局 豊岡土木事務所 まちづくり建築第2課 (豊岡総合庁舎) | 〒668-0025 豊岡市幸町 7-11 | 0796-26-3756 | 豊岡市、香美町、 新温泉町 養父市、朝来市 |
| 丹波県民局 丹波土木事務所 まちづくり建築課 | 〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688 | 0795-73-3863 | 篠山市、丹波市 |
| 淡路県民局 洲本土木事務所 まちづくり建築課 | 〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5 | 0799-26-3246 3247 | 洲本市、淡路市、 南あわじ市 |